●国会議員互助年金法廃止（２００６（平成１８）年２月３日（金））

【副議長就任までの経過】

（昭和 33 年）第 28 回国会　「国会議員互助年金法」成立（全会一致）

（平成 16 年）

２月１３日（金）　議会制度協議会において、河野議長から議員互助年金問題に関する諮問

６月１３日（日）　「国会議員の互助年金等に関する調査会」の初会合（両院議長の下に、国会議員の互助年金等に関する調査・検討等を行うため、有識者による諮問機関として設置）

（座長）中島 忠能 前人事院総裁

（座長代理）貝塚 啓明 中央大学教授

（委員）中島 勝 政治評論家、渡部 記安 立正大学大学院教授、大石 眞 京都大学大学院教授、猪口 邦子 上智大学法学部教授

７月３０日（金）　「国民年金法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案」提出（岡田克也君外 10 名）

同法案は、平成 16 年年金制度改正を廃止しようとするものであったが、附則に「国会議員互助年金制度については、公的年金制度の一元化が実施されるまでに、これを廃止するために必要な措置を講ずるものとする」との文言が盛り込まれる。

（平成 17 年）

１月２０日（木）　「国会議員の互助年金等に関する調査会」答申

（詳細時期不明）　国会議員年金廃止民主党議員連盟の活動（増子輝彦会長）

【副議長就任後の経過】

１０月２０日（木）　「国会議員互助年金法を廃止する法律案」提出（河村たかし君外７名）

※ 同 28 日に議運委に付託されたが、11 月 1 日、審議未了とすることを決定）

（平成 18 年）

１月２５日（水）　廃止法案（民主案）提出（同日議運委付託）

１月２６日（木）　廃止法案（自民・公明案）提出（同日議運委付託）

１月２７日（金）　議院運営委において両案の趣旨説明、質疑、採決

（民主案は否決、自民・公明案が可決）
１月３１日（火）　本会議において自民・公明案が可決、参議院へ送付
２月　３日（金）　参議院議院運営委において可決（質疑なし）
同日、参議院本会議において可決、成立

国会議員の互助年金等に関する問題を巡る経緯（「衆議院の動き」平成 18 年より）

議員互助年金問題に関しては、平成 16 年２月 13 日の議会制度協議会において、河野議長から諮問された。その後、各党間において検討され、４月９日に各党の国会対策委員長から河野衆議院議長、倉田参議院議長の両議長に対し、国会議員互助年金問題について、両院議長のもとに諮問機関を設置してほしい旨の要請があり、両院議長が協議した結果、学識経験者６人で組織される「国会議員の互助年金等に関する調査会」が設置され、６月 16 日に初会合を開いた。

2005

平成 17 年１月 20 日には、調査会から両院議長に対し、大幅な給付削減と議員負担の増加により国庫負担率を 50%程度にすること等を内容とする答申がなされた。

議会制度協議会において、２月８日に調査会から答申について説明を聴取し、各党で検討することとなった。６月 10 日に各党から検討状況について中間報告があり、各党の案が提示され、平成 18 年度予算編成までに現行制度を何らかの形で見直すべきという認識で一致したが、８月に衆議院解散となった。

９月の総選挙後の議会制度協議会において、改めて各党の協議が進められた。10 月 26 日に各党は、互助年金制度を直ちに廃止することで合意し、平成 18 年４月１日以降は現行の国会議員互助年金法は機能しない認識で一致した。また、次の通常国会の早期に法制化するようできるだけ速やかに各党で努力することで合意した。12 月８日に与党（自民、公明）及び民主党から、それぞれ廃止の在り方についての案が提示され、次期通常国会の冒頭に、議院運営委員会で協議することになった。

平成 18 年１月、与党及び民主党から、それぞれ「国会議員互助年金法を廃止する法律案」が提出された。１月 27 日の議院運営委員会において、両案について提案理由説明聴取、質疑、討論の後、採決を行い、民主党案は否決され、与党案が可決された。１月 31 日の本会議においても、民主党案は否決され、与党案が可決された。２月３日の参議院本会議において、与党案が可決、成立した。

国会議員互助年金法を廃止する法律案（自公案）要旨

本案は、現行国会議員互助年金法を廃止し、それに伴う所要の経過措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　国会議員互助年金法を廃止すること。

二　退職者についての経過措置

１　普通退職年金の減額

昭和56年４月以降の退職者について、その退職時期に応じて４％から最大10%減額すること。

２　高額所得による年金の停止

普通退職年金と前年のそれ以外の所得との合計額が700万円を超える場合は、その超える額の２分の１に相当する金額の支給を停止することとし、停止する額が普通退職年金の額を超える場合には年金は支給しないこと。

三　現職国会議員についての経過措置

１　本年３月までの在職期間が10年以上である国会議員についての措置

（一）退職後、施行日前の在職年数について旧法により計算した年金額を15%減額した普通退職年金、又は、国庫に納付した納付金総額の８割に相当する金額（過去に年金または退職一時金を受けた場合は、その合計額を控除した金額）を退職一時金として受けることとすること。

（二）右の年金を受ける場合には、二の２と同様の高額所得による年金の停止を適用すること。

２　本年３月までの在職期間が10年未満である国会議員についての措置

国庫に納付した納付金総額の８割に相当する金額（過去に退職一時金を受けた場合は、その合計額を控除した金額）を退職一時金として受けることとすること。

四　この法律は、平成18年４月１日（二の２及び三の１の(二)については、同年７月１日）から施行すること。

【メモ欄】　10万3000 × 120 ニ